

## 官民研究開発投資拡大プログラム運用指針の改正について(概要)

平成 31 年 3 月 28 日

内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)付

官民研究開発投資拡大が見込まれる領域における研究開発等を総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)がイニシアティブをとって推進するため、官民研究開発投資拡大プログラム(PRISM)の運用指針を改正する。

### 1. 「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」の改正に伴う変更

- ガバニングボードを戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)と PRISM との間で共通化、基本方針に規定された事項との調整等

### 2. 運営体制の強化

- 領域統括を補佐する役職として、サブ領域統括を置くことができる。
- ガバニングボードと領域統括との定期的な意見交換の機会の設定。

### 3. 運用の改善

統合イノベーション戦略に基づく各種戦略の実現のための研究開発型と、国立大学における産学連携等を通じた外部資金の拡大による経営基盤の強化を支援するシステム改革型の2つを明記。

#### 1) 研究開発型

- 対象施策(推進費の配分を受けて各府省庁が実施する施策)の決定をトップダウンで行うための運用の変更
- 対象施策の進捗状況等のフォローアップ手法の充実(運営委員会に各省 PD を加えた体制で実施)
- 事情の変更に伴う機動的な対応ができる旨を規定。

#### 2) システム改革型

- 平成31年度より事業を開始することに伴い、運営・評価に当たり、必要な事項を規定。

### 4. 評価方法の改善

- 対象施策に対するステージゲート方式による評価を廃止し、対象施策を実施する各

省 PD が対象施策について毎年度評価し、年度開始前までに研究計画を策定。

- 領域統括は、各省 PD が実施する上記評価の結果を踏まえた研究計画を聴取し、次年度の対象施策、推進費の配分額及び実施方針を検討し、ガバニングボードはこれらを決定。
- PRISM の趣旨に則った評価項目の追加(戦略との整合性、民間投資を呼び込むための取組の進捗状況、民間投資誘発効果等)。
- 各省 PD による対象施策に対する最終評価及び追跡評価(必要に応じて)の実施に係る規定を追加。

以上